

潘岳「楊荊州誄」と「楊仲武誄」：その創作態度の異質性

土屋， 聡
日本学術振興会特別研究員

<https://doi.org/10.15017/13184>

出版情報：中国文学論集. 36, pp.27-41, 2007-12-25. The Chinese Literature Association, Kyushu University
バージョン：
権利関係：

潘岳 「楊荊州誄」 と 「楊仲武誄」

——その創作態度の異質性——

土 屋 聡

一 潘岳「誄」に対する従来の見解

西晋の潘岳（二四七～三〇〇）は、『晋書』本伝に「尤善爲哀誄之文（尤も善く哀誄の文を爲る）」¹とされるように、追悼文の分野に定評のある「職人的作家」とされる。事実、『文選』「誄」部には「楊荊州誄」・「楊仲武誄」（以上、卷五十六）・「夏侯常侍誄」・「馬汧督誄」・「哀」部には「哀永逝文」（以上、卷五十七）が収載される。このうち、「楊荊州誄」と「楊仲武誄」は、ともに楊氏一族のために著されたものであつて、一見すると第三者的立場から著された類似作品と看取されかねない。²

しかしながら、両作品にはかなり明確な差異があるのであり、そして、それは潘岳の創作態度の異質性から生じたものように、筆者には思われる。従来、両作品は、潘岳「悼亡詩」二首（『文選』卷二十三）との関連で言及されることはあるが、その差異については、なお検討の餘地を多分に残している。³

それぞれの作品において、潘岳の創作態度にどのような違いが見られるのか、という疑問は、些か小さな問題であるかも知れないが、両作品には六朝文人と貴族社会との関係を見る上で重要な手掛かりが潜んでいるように見受けられる。六朝時代の特色として、国家秩序以外に、貴族社会の私的秩序が並存していたことは、従来論じられていることである。⁴潘岳は、同時代の他の文人と同様に、文学を通して貴族社会に参入しようとしていたのであり、その妻の実家である名門楊氏一族との関係は、彼の人生の上でも、文学活動の上でも決して忽せにできない意義を

有するものであった。本論文は、「楊荊州誄」と「楊仲武誄」における潘岳の創作態度の違いを明らかにすることによって、この私的秩序の一端を捉えようと企図するものである。

二 「楊荊州誄」と「楊仲武誄」の相違点

潘岳が社交界との繋がりを得たのは、その十二歳時、滎陽（河南省鄭州市の西北）の名族楊肇（？～二七五）に名を知られ、その娘と婚約を許されるに至ったことから始まる。潘岳「懷旧賦」序には、

余十二而獲見于父友東武戴侯楊君、始見知名、遂申之以婚姻。

余十二にして父の友東武の戴侯楊君に見ゆるを獲、始めて名を知られ、遂にこれに申ぬるに婚姻を以てす。
（『文選』卷十六）

と言う。つまり、潘岳にとつて楊肇は、自らの才能を認めてくれたばかりか、一女との結婚を許すことよつて半永続的な支援を約束してくれた大恩ある庇護者であった。その楊肇の死後、潘岳は「楊荊州誄」を著した。咸寧元年（二七五）四月、潘岳二十九歳の時である。この誄は楊家の祖先から説き起こして、肇の学問文才とこれに基づく軍政両面での活躍ぶりを顕彰するものである。なお、「懷旧賦」に言う「婚姻」は、その時点（魏・甘露三年（二五八））では婚約であつて、実際に楊氏と結婚したのは、楊肇逝去の直前であつたとされている。筆者は、この撰述の中に庇護者であつた楊肇に対する報恩の意識を見出そうとするものであるが、そのためには、この誄の製作に当たつて、潘岳がどの程度「楊氏の女婿」という立場を意識していたかを確認しなければならない。というのも、潘岳と楊肇の關係は単なる文人とその庇護者という關係ばかりでなく、潘岳とその愛妻楊氏の父という姻戚關係も兼ねているからである。そこで、この章では潘岳晩年の作である「楊仲武誄」の方を先に見ておきたい。

「楊仲武誄」は、元康九年（二九九）五月、楊肇の孫で、潘岳にとつては義理の甥に当たる楊綏（二七一～二九一）が二十九歳で卒した時の作である。この時、潘岳は五十三歳であつた。

まず序文には、楊綏の才徳を称えて次のように言う。

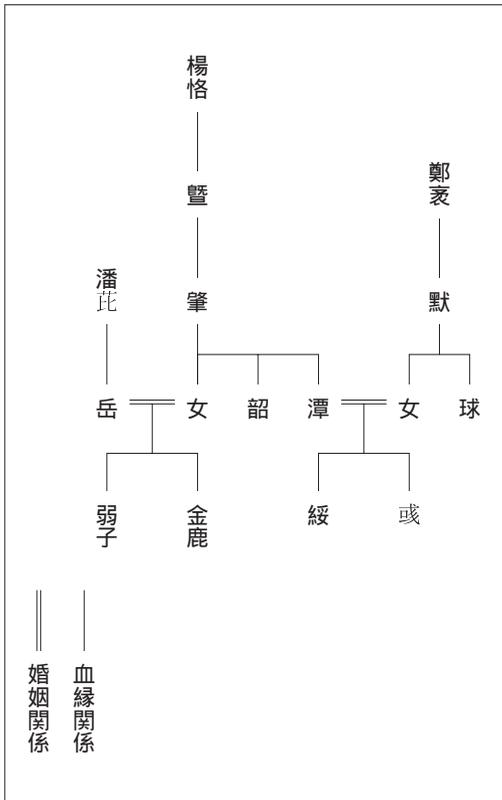
戴侯康侯多所論著、又善草隸之藝。子以妙年之秀、固能綜覽義旨、而軌式模範矣。雖舅氏隆盛、而孤貧守約、心安陋巷、體服菲薄。

戴侯（祖父楊肇）・康侯（父楊潭）は論著するところ多く、又た草隸の藝を善くす。子は妙年の秀を以て、固に能く義旨を総覽し、軌式模範たり。舅氏は隆盛なりと雖も、孤貧にして約を守り、心は陋巷に安んじ、体は菲薄を服す。

楊綏の父楊潭が卒したのは、楊肇の死の三年後に当たる咸寧四年（二七八）である。かくして楊綏は八歳で孤児となつたのであるが、その後も彼はよく困窮に耐えて父祖の文業を受け継いだといふ。楊綏の母の実家（鄭氏）は裕福であつたが、彼はそれに甘えることはなかつた。ここで、楊氏一族の家系を下図に示す。

序文に言う「戴侯」が楊肇であり、楊潭や潘岳の妻となつた女（楊氏）ら兄妹の父である。また楊潭の妻となつた女は滎陽開封（河南省開封市の南）の鄭氏の出身であり、その祖父である鄭袤は『晋書』本伝に拠れば、年少の頃に曹操に認められて臨淄侯（曹植）文学となり、魏末には密陵伯に封ぜられたという名士である。また、彼は晋建国以後も爵位

【滎陽宛陵楊氏略系図】



を密陵侯に進められ、のち司空を授けられたという。「舅氏」とは、この鄭氏一族のことに他ならない。つまり、「楊仲武諱」の主人公である楊綏は、滎陽の代表的名門貴族同士が婚姻関係を結んだことによって生まれた御曹子と言つてよいであろう。

潘岳はそのような楊綏の姿を見つめて、次のように言う。

余甚奇之。若乃清才儁茂、盛徳日新、吾見其進、未見其已也。

余甚だこれを奇とす。乃ち清才儁茂にして、盛徳日びに新たなるが若きは、吾れ其の進むを見るも、未だ其の已まるを見ざるなり。

「吾見其進、未見其已也」とは、『論語』子罕篇「子謂顔淵。曰『惜乎、吾見其進也、未見其止也』」(子顔淵を謂ふ。曰く『惜しいかな、吾れ其の進むを見るも、未だ其の止まるを見ず』)とを典故とした表現である。愛弟子顔淵に対する孔子の愛惜の念を踏まえれば、潘岳の楊綏に対する思いの深さが窺われる。

そして、生前の楊綏との思い出として、

既藉三葉世親之恩、而子之姑、余之伉儷焉。往歳卒於徳宮里。喪服同次、綢繆累月。

既に三葉世親の恩に藉り、而も子の姑は、余の伉儷なり。往歳徳宮里に卒す。喪服次を同じくし、綢繆月を累ぬ。

と、楊氏が逝去した時の服喪のことを述べる。なお彼女は、楊綏の死の前年、元康八年(二九八)に卒している。

次いで本文では、序文に述べた点を中心として叙述が進められる。

A. 父潭の逝去について。

子之邁閔、曾未亂髻。如彼危根、當此衝焱。徳之休明、靡幽不喬。弱冠流芳、僞聲清劬。

子の閔に邁へる、曾ち未だ亂髻ならず。彼の危根の、此の衝焱に当たるが如し。徳の休明なる、幽にして喬からざる靡し。弱冠にして芳を流し、僞声清く劬ぐ。

B. その後も母親の実家を頼らずに生計を立てたことや勉学に励み父祖の著述を集成したことについて。

爾舅惟榮、爾宗惟瘁。幼秉殊操、違豊安匱。撰録先訓、俾無隕墜。舊文新藝、罔不必肄。

C. 爾の舅は惟れ栄え、爾の宗は惟れ疼ふ。幼にして殊操を乗り、豊かさに違ひ置しきに安んず。先訓を撰録し、隕墜無からしむ。旧文新藝、必ず肆はざるは罔し。

潘岳と楊綏との間柄について。

潘楊之穆、有自來矣。矧乃今日、慎終如始。爾休爾戚、如實在己。視予猶父、不得猶子。潘・楊の穆、自りて來たる有り。矧や乃ち今日、終りを慎むこと始めの如きをや。爾の休爾の戚は、實に己に在るが如し。予を視ること猶ほ父のごときも、猶ほ子のごとくするを得ず。

D. 二人で楊氏の喪に服したることについて。

徳宮之艱、同次外寢。惟我與爾、對筵接枕。自時迄今、曾未盈稔。姑姪繼隕、何痛斯甚。嗚呼哀哉。

徳宮の艱、同に外寢に次す。惟れ我と爾と、筵を對し枕を接す。時より今に迄る、曾ち未だ稔に盈たず。姑・姪繼いで隕つ、何の痛みか斯れより甚しからん。ああ哀しいかな。

これを要するに、「楊仲武誄」は一首全体を通じて、家庭人としての楊綏と潘岳との交際を描いており、楊家の姻戚としての立場から、義理の甥の天逝を悼む哀惜の情にあふれた作品と言える。

これに対して「楊荊州誄」は、序文に次のように言つように、楊肇の公人としての側面が大々的に取り上げられているのである。

夫天子建國、諸侯立家。選賢與能、政是以和。周賴尚父、殷憑太阿。矯矯楊侯、晉之爪牙。忠節克明、茂績惟嘉。將宏王略、肅清荒遐。

夫れ天子は國を建て、諸侯は家を立つ。賢を選び能に与し、政は是を以て和す。周は尚父に頼り、殷は太阿に憑る。矯矯たる楊侯、晉の爪牙。忠節克く明らかに、茂績惟れ嘉し。將に王略を宏いにし、荒遐を肅清せんとす。

「矯矯楊侯、晉之爪牙」が端的に示す如く、「楊荊州誄」においては、楊肇を周の太公望（「尚父」）や殷の伊尹（「太阿」）に匹敵するものとして位置づけ、晋朝を支えた功臣として描こうとするものである。

本文では、その人柄や才芸の豊かさについて触れた上で、楊肇の輝かしい官歴を追う。今、本文に即してその関

歴をまとめるならば、以下のようになる。⁽⁹⁾

A. 軹県（河南省 濟源県の南）の令・治書侍御史として。

學優則仕、乃從王政。散璞發輝、臨軹作令。化行邑里、惠洽百姓。越登司官、肅我朝命。

學びて優なれば則ち仕へ、乃ち王政に従ふ。璞を散じ輝を發し、軹に臨んで令と作る。化は邑里に行はれ、

恵みは百姓に洽し。越に司官に登り、我が朝命を肅む

B. 大理（廷尉）として。

惟此大理、國之憲章。君莅其任、視民如傷。庶獄明慎、刑辟端詳。聽參臯呂、稱侔于張。

惟れ此の大理は、國の憲章。君其の任に莅み、民を視ること傷むが如し。庶獄は明らかに慎み、刑辟は端

しく詳らかなり。聽は臯呂に參り、稱は于張に侔し。

C. 野王県（河南省 沁陽県）の典農中郎將として。

改授農政、于彼野王。倉盈庾億、國富兵彊。

農政を彼の野王に改授す。倉は盈ち 庾は億、國は富み兵は彊し。

D. 司馬昭の參軍・東武県（山東省 諸城県）に封ぜられた子爵として

煌煌文后、鴻漸晉室。君以兼資、參戎作弼。用錫土宇、膺茲顯秩。青社白茅、亦朱其紱。

煌煌たる文后（司馬昭）、晉室に鴻漸す。君兼資を以て、戎に參じ弼と作る。用て土宇を錫はり、茲の顯秩

に膺る。青社・白茅、亦た其の紱を朱にす。

E. 近衛兵の統率者として

魏氏順天、聖皇受終。烈烈楊侯、實統禁戎。司管閭闔、清我帝宮。苛慝不作、穆如和風。謂督勲勞、班命彌崇。

魏氏 天に順ひ、聖皇 終りを受く。烈烈たる楊侯、実に禁戎を統ぶ。閭闔を司管し、我が帝宮を清む。苛慝

作らず、穆たること 和風の如し。謂へらく勲勞を督くすと、命を班つこと 弥いよ崇し。

F. 東莞県（山東省 沂水県）の相・荊州刺史として

茫茫海岱、玄化末周。滔滔江漢、疆場分流。秉文兼武、時惟楊侯。既守東莞、乃牧荊州。折衝萬里、對揚王休。

聞善若驚、疾惡如讐。示威示德、以伐以柔。

茫茫たる海岱、玄化 未だ周からず。滔滔たる江漢、疆場 流れを分かつ。文を乗り武を兼ねるは、時に惟れ楊侯のみ。既に東莞を守り、乃ち荊州に牧たり。万里に折衝し、王休を対揚す。善を聞けば驚くが若く、悪を疾むこと讐の如し。威を示し徳を示し、以て伐ち以て柔らぐ。

以上のように、楊肇は軹県の令から荊州刺史にまで昇進を果たしたのであるが、ここで突如として挫折が訪れる。この「楊荊州誄」を撰述する上で、恐らく潘岳が最も苦勞したのは、楊肇晩年の失脚のくだりであろう。泰始八年（二七二）十二月、楊肇は西陵（湖北省 新洲県）の役において、呉の名將陸抗のために大敗を喫したのである。彼は敗戦の責を負つて免官、庶人の身分に落とされた。こうして政治の表舞台から去つた楊肇は、三年後に他界する。誰の目にも明らかな失意の晩年であつた。

ところが「楊荊州誄」では、西陵の戦いでの敗戦について次のように弁護している。

呉夷凶侈、僞師畏逼。將乘讐讐、席卷南極。繼裹糧盡、神謀不忒。君子之過、引曲推直。如彼日月、有時則食。負執其咎、功讓其力。

呉夷 凶侈にして、偽師 畏逼す。將に讐讐に乗じて、南極を席卷せんとす。繼は裹まり糧は尽くるも、神謀は忒はず。君子の過つや、曲を引き直を推す。彼の日月の、時有りて則ち食あるが如し。負けては其の咎を執り、功は其の力に讓る。

つまり、迫り来る呉軍に対する作戦の失敗は、決して楊肇の神算鬼謀が誤つていたからではなく、食糧の補給が続かなかつたためである、と言ふ。そしてまた、『論語』子張篇「子貢曰『君子之過也、如日月之食焉。過也、人皆見之。更也、人皆仰之。』（子貢曰く『君子の過ちや、日月の食の如し。過つや、人皆なこれを見る。更むるや、人皆なこれを仰ぐ。』と）」を踏まえて、事実としては免官であつたものを、却つて君子の行動としての称賛に逆転させているのである。

また、恐らくは失意の底にあつたであろう楊肇の隠居生活についても、

退守丘壑、杜門不出。游目典墳、縱心儒術。祁祁搢紳、升堂入室。靡事不咨、無疑不質。位貶道行、身窮志逸。

退きて丘塋を守り、門を杜^とぢて出でず。目を典墳に游ばしめ、心を儒術に^{ほしいま}縦^まにす。祁祁たる措紳は、堂に升起室に入る。事として咨^{たう}ねざる靡^なく、疑^なひとして質^たさざる無し。位は貶すれども道は行はれ、身は窮すれども志は逸す。

と、悠悠自適の学問生活と人望の厚さを述べ、さらにその逝去に際しては、

聖王嗟悼、寵贈衮襪。誅德策勳、考終定謚。群辟慟懷、邦族揮淚。

聖王 嗟悼し、衮襪を寵贈す。徳を誅し勳を策し、終を考へ謚を定む。群辟 懐^{いた}ひを慟ましめ、邦族 涙を揮^ふぶ。

と、皇帝・百官以下ことごとく嘆き悲しんだことを述べる。

以上のように、「楊荊州誄」は楊肇の公人としての側面を主に取り上げた作品であつて、家庭人として楊綏を描いた「楊仲武誄」とは、明らかに異なる創作態度である。

ここで「楊荊州誄」の創作意図を推察するに、楊肇晩年の記述はひとつの判断材料となり得る。思つに、生前の失敗が挽回不能である以上、潘岳としては、楊肇の官僚としての事績には言及を避け、家庭人としての楊肇を顕彰するといつても考え得る方法のひとつである。「楊仲武誄」と並べてみた場合、筆者は特にその思いを強くする。しかし、事実として「楊荊州誄」が右のような作品である以上、潘岳は社会的敗北者となつてしまつた楊肇のための弁護を取つて試みた、と考えざるを得ない。「楊荊州誄」の末尾に「承諱^{すなは}切怛、涕淚霑襟。豈忘載奔、憂病是沈。在疾不省、於亡不臨（諱を承けて切怛し、涕淚 襟を霑す。豈に^{すなは}載ち奔るを忘れんや、憂病に是れ沈む。疾に在りても省せず、亡に於いても臨せず）」とあり、潘岳は自らの病氣のために直接には楊肇の臨終に立ち会えなかつたようである。この場合、病氣療養中の身をおして潘岳がなし得ることは、その文学的才能を揮い、亡き楊肇の生前における唯一最大の汚名を雪ぐといふかたちで恩に報いることではなかつたか。

そしてまた、その創作にかける意気込みは、単に女婿としての儀礼からなされた形式的なものではないであらう⁽¹⁰⁾。なぜならば、潘岳が楊肇の知遇を得たこととその娘を娶つたこととの因果關係を考へてみた場合、自由恋愛の許される現代とは異なり、潘岳は楊肇の女婿であるからという理由で知遇を得たというよりも、その才覚を認められた

ために女婿となつたと見る方が合理的だからである。ちなみに「楊荊州誄」において、楊肇と潘岳自身との関係については、「余以頑蔽、覆露重陰。仰追先考、執友之心。俯感知己、識達之深（余は頑蔽を以て、重陰に覆露せらる。仰ぎては先考の、執友の心を追ひ。俯きては知己の、識達の深きに感ず）」とあり、潘岳の父との交友と自分を引き立ててくれたことを言うが、妻楊氏との婚姻のことには全く触れられていない。そこで筆者は、「楊荊州誄」の創作態度が、専ら少年の頃から目をかけてくれた楊肇への報恩の意識から生まれたと考えたいのである。

三 魏晋文人の報恩意識

この節では、筆者の考えの傍証となる事例を挙げたい。すなわち、張華（二三丁三〇〇）「劉驃騎誄」（『藝文類聚』卷四十八 職官部 驃騎將軍）である。

張華の文名が知られるようになった経緯は、『晋書』本伝に次のようにある。

華少孤貧、自牧羊。同郡盧欽見而器之。鄉人劉放亦奇其才、以女妻焉。……初未知名、著「鶴鵠賦」以自寄。……

陳留阮籍見之、歎曰「王佐之才也」。由是聲名始著。

華少くして孤貧、自ら羊を牧す。同郡の盧欽 見てこれを器とす。郷人の劉放も亦た其の才を奇とし、女を以て焉に妻はす。……初め未だ名を知られず、「鶴鵠賦」を著して以て自ら寄す。……陳留の阮籍 これを見て、歎じて曰く「王佐の才なり」と。是れに由りて 声名 始めて著る。

張華と言えば、確かに「鶴鵠賦」が阮籍の目に留まったという故事が有名である。しかし、これに先だつて魏の劉放（？―二五〇）にその「才」を「奇」として認められ、その一女と結婚しているのである。阮籍とともに、劉放も張華の社交界進出の足掛かりを作った人物のひとりと見られる。「劉驃騎誄」は、この劉放のための「誄」に他ならない。

「劉驃騎誄」の残存部分には、劉放を殷周の伊尹・太公望に比し、彼の致仕退隱後を張良や二疏（疏広・疏受）の心ばせになぞらえる表現が見られる。

昔在殷周、惟伊惟呂。穆穆公侯、紹茲勳績。如何上天、殲我鼎輔。金剛玉潤、水契冰清。郁郁文彩、煥若朝榮。功遂身退、致仕懸輿。志邈留侯、心邁二疏。

昔殷周に在りては、惟れ伊、惟れ呂。穆穆たる公侯、茲に勳績を紹ぐ。如何ぞ上天、我が鼎輔を殲ぼす。金のごとく剛く玉のごとく潤ひ、水のごとく繋く氷のごとく清し。郁郁たる文彩、煥たること朝の宋の若し。

功遂げて身退き、仕を致して輿を懸く。志は留侯を遜ぎ、心は二疏に邁る。ところで、松本幸男氏が劉放の閏歴を紹介された上で、彼を「奸邪の臣」と断じられたことは、筆者もこれに左袒するものである。

とりわけ、裴松之が「案本傳及諸書並云、放・資稱贊曹爽、勸召宣王。魏室之亡、禍基於此（案するに本伝及び諸書並びに云ふ、「劉」放・「孫」資、曹爽を称賛し、宣王「司馬懿」を召すを勸む」と。魏室の亡ぶは、禍ひ此に基づく）」「三國志」劉放伝」と言つように、明帝不予の際における劉放・孫資の暗躍が、曹爽及び司馬懿の擡頭を許したことは、まさしく國を誤らせる原因となつた。しかも、その強引な手法を『三國志』明帝紀裴注所引『漢晋春秋』では次のように伝える。

放曰、「官爲手詔」。帝曰、「我困篤、不能」。放即上牀、執帝手強作之。遂齎出、大言曰、「有詔免燕王宇等官、不得停省中」。於是宇・肇・獻・朗相與泣而歸第。

放曰く、「宜しく手詔を爲るべし」と。帝曰く、「我が困篤し。能はず」と。放即ち牀に上り、帝の手を執らへて強ひてこれを作らしむ。遂に齎ちて出で、大言して曰く、「詔有りて燕王（曹）宇等の官を免じ、省中に停むるを得ざらしむ」と。是に於て宇（曹）肇（夏侯）獻（秦）朗相ひ与に泣きて第に歸す。

劉放は、病床にある明帝の手を掴んで強引に詔勅を書かせ、それまで輔政の任にあつた曹宇はじめ重臣たちを放逐したのであつた。

また、明帝の寵愛を楯に権力を振るう劉放・孫資は、清廉剛直な人士とも対立した。

時中書監劉放・令孫資見信於主、制斷時政。大臣莫不交好。而毗不與往來。……冗從僕射畢軌表言、「尚書僕射王忠精勤舊吏、忠亮計略不如辛毗。毗宜代思」。帝以訪放・資。放・資對曰、「陛下用忠者、誠欲取其效力、

不貴虚名也。毗實亮直、然性剛而專。聖慮所當深察也」。遂不用。

時に中書監劉放・令孫資 主に信ぜられ、時政を制断す。大臣 交好せざる莫し。而るに(辛)毗 往来に与さず。……「冗從僕射畢軌 表して言ふ、「尚書僕射王思 精勤の旧吏なるも、忠亮計略は辛毗に如かず。毗宜しく思に代ふべし」と。帝 以て放・資に訪^かる。放・資 対へて曰く、「陛下 思を用いるは、誠に其の力を效すを取り、虚名を貴ばざらんと欲するなり。毗は實に亮直なるも、然るに性剛にして專なり。聖慮 當に深察すべき所なり」と。遂に用いず。」(『三國志』辛毗伝)

辛毗は、劉放・孫資と交流を結ぶことを潔しとしなかったため、尚書僕射の職を王思と交代させようという提案が出された時、劉放らは辛毗を採用しなかった。

この事件の反響は、劉放伝にも、「抑辛毗而助王思、以是獲譏於世(辛毗を抑へて王思を助く、是を以て譏りを世に獲たり)」とあって、想像以上に大きかったようである。そもそも、『三國志』の著者陳寿は、張華の推挽によつて世に出た人であるため、華の岳父劉放に対しての記述はおおむね好意的である。してみれば、この事件は、その陳寿をもつても隠しきれなかつた事例と言える。恐らくは『三國志』に垣間見られる氷山の一角であつて、劉放を非難する勢力の大きさが窺われるのである。

さらに、西晋に至つても、専横の限りを尽くす荀勗に対して、「時議以勗傾國害時、孫資劉放之匹(時 議して勗の國を傾け時を害するを以て、孫資・劉放の匹とす)」(『晉書』荀勗伝)と、荀勗を孫資や劉放の同類と見なす人物評價が時人によつて与えられている。考えてみれば、劉放と孫資は司馬懿政權の立役者であり、したがつて晋朝の功臣でもある筈であるが、「傾國害時」の荀勗をこれに喩えているということは、この二人を奸邪の臣とする見方は、相当に根強いものであつたと見られるのである。

このことから考えると、張華「劉驃騎誄」が堂々と伊尹・太公望や張良・二疏に匹敵する人物として劉放を描いたことは、非難轟々たる朝野に対して敢然と弁護を行ったものと見てよい。右の事実から推定される非難の強さから見て、これを単に形式的なものであるとは割り切れないであろう。潘岳の場合と同様に、張華を「劉驃騎誄」執筆に踏み切らせたものが、彼の「才」を「奇」と評価した劉放に対する報恩の意識と見るのが妥当である。

さて、劉放の先見の明に違わず、張華は官界で成功して司空にまで至り、今度は彼自身が数多の文人を推挽した。その推挙に与かった者の中に陸機（二六一―三〇三）・陸雲（二六一―三〇三）兄弟がいる。そして、張華が趙王倫や孫秀の謀略によって誅殺された後、彼のために「誄」・「詠徳賦」を作り、その死を悼んだのが、まさしくこの陸機兄弟であった（『晋書』張華伝）。

二陸の場合、「誄」・「詠徳賦」の原文が現存していないため、後世の創作であった可能性も否定できない。しかしながら、その背後にあった事実関係は、参考とすべき点がある。

『晋書』張華伝に拠れば、彼の名誉回復までの動きは、次のようなものである。

張華を謀殺した趙王倫・孫秀らが誅殺され（三〇一）、代わって齊王冏が輔弼の大任に当たった。齊王は、摯虞の嘆願書を受けて、張華以下、裴頠・解系・解結・歐陽建ら趙王のクーデターに巻き込まれて殺害された諸臣の名誉回復を上奏した。また、竺道なる者が、長沙王又仁に張華の復爵を求めたという。これらの訴えに対して朝廷では賛否両論あつて、なかなか決着を見なかつた。結局、張華の名誉回復は、太安二年（三〇三）に詔が下されて解決するのである。趙王倫を駆逐した齊王や長沙王からすれば、張華はじめ犠牲者の救済は、当然の政策であろう。

ところが、これら一連の動きと二陸「誄」・「詠徳賦」の制作は、一見すると同じ名誉回復運動の一環として理解できそうであるが、実は齊王や長沙王の政略的な救済措置との関連は薄かつたのではないかと思われるのである。

二陸「誄」・「詠徳賦」の制作時期は未詳ながら、名誉回復の動きが始まつたであろう趙王倫の誅殺直後から見てゆくと、まず陸機は他ならぬ齊王冏によって逮捕されているのである。これは、趙王時代に陸機が中書郎であつて、趙王のために「九錫文」や「禪詔」の起草に参与していたと疑われたためである。結果的には、成都王穎・吳王晏の取りなしと後の恩赦によつて許されたが、このために陸機兄弟は齊王冏から離れ、成都王穎に接近する。かくて太安元年（三〇二）、陸機は成都王に取り立てられて平原内史となつたのであるが、この時に著された「謝平原内史表」には逮捕時の苦悩が訴えられている。

而横爲故齊王冏所見枉陷、誣臣與衆人共作禪文。幽執圜圖、當爲誅始。……片言隻字、不關其間。事蹤筆跡、皆可推校。而一朝翻然、更以爲罪。

而るにほしめ横よこに故齊王冏の枉陷せらるる所と為り、臣衆人と共に禪文を作ると誣そらる。図圖に幽執せられ、當に誅始と為るべし。……片言隻字も、其の間にあつか閑らず。事蹤筆跡、皆な推校すべし。而るに一朝翻然として、更に以て罪と為す。

(文選 卷三十七)

このような冤罪に陥れられた陸機が、恩人である張華のためとはいえ、齊王冏との協調路線を歩んだとは考え難い。確かに、拘禁中の陸機が贖罪のために、齊王冏に協力して「誄・詠德賦」を制作した可能性も考えられるが、「謝平原内史表」の「片言隻字も、其の間にあつか閑らず。事蹤筆跡、皆な推校すべし。而るに一朝翻然として、更に以て罪と為す」というように、何を主張しても聞き入れられない過酷な状況に置かれていたことを考えるならば、その可能性は極めて低いように思われる。

また、長沙王又も張華の名譽回復に閑与したと見られる。しかし、太安二年(三〇三)八月、挙兵した成都王の命令を受け、陸機は長沙王又と激戦を繰り広げ敗走、讒言されて陣中に没する。享年四十三。張華復爵の詔が下されたのと同年のことである。

このように見てくると、陸機兄弟は齊王冏及び長沙王又らと終始対立する立場にあったことが判る。つまり、二陸が「誄・詠德賦」の制作によつて張華を追悼していたとしても、それは齊王や長沙王が主導するものとは別個に、陸機兄弟独自の立場から行われたものと考えられるのである。

これらを総合すると、魏晋の文人たちは、庇護者に対する世評の如何に関わらず、知遇を得た者としての立場から精一杯に顕彰することに努めたのである。文人とその庇護者の結びつきは、かくも堅牢強固なものであった。

以上、潘岳「楊荊州誄」と「楊仲武誄」とを比較することによつて、それぞれの作品における潘岳の創作態度の違いについて、前者は庇護を受けた文人という立場、後者は女婿という姻戚関係に起因するものであったことを明らかにした。潘岳の温かな家族意識が「楊仲武誄」に、そして篤実な報恩意識が「楊荊州誄」に結実したのである。それは、張華「劉驃騎誄」や二陸「誄・詠德賦」の事例が示すように、国家的秩序とは異なる次元でなされたものであった。このことは六朝貴族社会における私的秩序の実態を窺う上で、決して無視できない重要な事象であると筆者は考えるものである。

注

- (1) 興膳宏「潘岳 陸機」(一九七三年、筑摩書房)、及び同氏「潘岳年譜稿」(名古屋大学教養部紀要 第18号、一九七四年、のち「乱世に生きる詩人たち 六朝詩人論」216-261頁)を参照した。なお、潘岳の伝記及び年譜は、興膳論文の他、松本幸男「魏晉詩壇の研究」(一九九五年、朋友書店、第六章、第三、四節、519-565頁)を参照。
- (2) 「職人」と言つと、血の通わない作品を濫造するイメージを持たれるかも知れないが、近い人物を対象とする場合、必ずしもそのイメージは当てはまらない。元来、「誄」とは「誄者、累也。累其德行、旌之不朽也。……讀誄定謚、其節文大矣(誄なる者は、累なり。其の徳行を累ねて、これを不朽に旌すなり。……誄を読みて謚を定む、其の節文なること大なり)」(『文心雕龍 誄碑篇』)や「銘誄尚實(銘誄は実を尚ぶ)」(曹丕「典論論文」『文選』卷五十二)とされ、諡号の選定のために、故人の生前について厳密正確な叙述を要求される実用文であった。しかし後述のように、潘岳の「誄」には、かかる原則的規範から逸脱する側面が認められるのである。
- (3) 林香奈「潘岳に至るまでの誄の作品群をめぐって」(神戸大学中文研究会、未名、第11号、一九九三年)には、両作品の相違点として、晩年の作である「楊仲武誄」の方が、死者よりも自己の感情の描出に力点が置かれていたことを指摘される。林氏の指摘を踏まえた上で筆者の疑問は、その差異をもたらした原因は何か、という点に存する。
- (4) 森三樹三郎「六朝士大夫の精神」(一九八六年、同朋舎出版、第一章、3-86頁)を参照。六朝貴族社会における私的秩序としての「郷里」なる概念については、中村圭爾「郷里」の論理——六朝貴族社会のイデオロギー——(『東洋史研究』第41巻1号、一九八二年六月、のち『六朝貴族制研究』一九八七年、風間書房、第一篇、第三章、139-170頁)を参照。
- (5) 興膳氏前掲論文「潘岳年譜稿」を参照。
- (6) 同序に「八歳喪父(八歳にして父を喪ふ)」とある。
- (7) 系図の作成に当たっては、注(1)の参考文献を参照した。また、潘岳の妻となった女の他に一女があったことが、「懷旧賦」序(『文選』卷十六)及び同賦李善注に引く賈弼之「山公表注」から判るが、ここでは省略した。
- (8) 潘岳もまた滎陽中牟(河南省 中牟県)の出身であり、「広く滎陽郡一帯を共通の地盤とした地縁関係が看取される。また、後述するように、張華の才能を認めた盧欽や劉放も郷里の有力者であった。

- (9) 各項目の官爵については、李善注に引く潘岳「楊筆の碑」を参照した。
- (10) これに付け加えるならば、「楊荊州誄」は、天子の勅命によって制作が命じられたものでもない。「楊荊州誄」には「聖王 嗟悼し、衾纓を寵贈す。徳を誄し勳を策し、終を考へ謚を定む」という記述があり、謚号を決定するための公的な「誄」は既に「楊荊州誄」とは別に制作されていたと考えられるのである。
- (11) 張華「鶴鵠賦」(『文選』卷十三)の李善注所引臧栄緒『晋書』では、「鶴鵠賦」の制作時期を太常博士・中書郎に任官した後としている。
- (12) 松本幸男前掲書(第一章 第一節 467-483頁)を参照。
- (13) このことについて、(清)趙翼『廿二史劄記』(卷六 三國志多迴護)では、「蓋二人雖不忠于魏而有功于晉、晉人徳之、故書爲作佳傳(蓋し二人 魏に忠ならずと雖も晋に功有り、晋人これを徳とし、故に寿 爲に佳伝を作る)」とあり、劉放・孫資が晋朝の功臣であったために陳寿は佳伝を作ったというが、後述するように、二人は一方で国を傾ける奸臣としての悪評が根強く残っていた。してみれば、陳寿が劉放到好意的であったことは、松本幸男前掲書の指摘する通り、張華が陳寿を推挽したという関係に起因していたと考える方が妥当である。
- (14) このことについては、趙翼『廿二史劄記』(卷六 三國志多迴護)の指摘がある。
- (15) なお、この時点では齊王は既に成都王によって誅殺されている。